

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会  
事業部、労働部

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業・小規模事業者等への  
各種支援制度について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経済産業省中小企業庁より関係事業者団体に対して、別紙1のとおり各種支援制度の周知依頼がありました。また、厚生労働省においては、別紙2のとおり雇用調整助成金制度の拡充等について発表がありました。各種支援制度の主な内容については下記のとおりです。

つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 雇用調整助成金制度の拡充等・・・別紙2

休業を実施した場合の休業手当または職業訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成制度です。申請書類の簡素化も図られており、各都道府県労働局に相談窓口が開設されています。

なお、雇用調整助成金制度の更なる拡充につきましては、発表があり次第通知いたします。

2. 持続化給付金制度・・・別紙3

2020年1月から2020年12月のうち、ひと月でも売上が前年同月の50%以上減少した場合に最大200万円迄の給付金を受給できます。

3. 資金繰り支援制度・・・別紙4

セーフティネット保証や新型コロナ特別貸付等、実質無利子、無担保で元本返済が一定期間猶予される融資（信用保証）制度です。

なお、セーフティネット保証5号は通常四半期毎に業種が指定されており、「一般土木建築工事業」は6月末まで指定されています。7月以降は中小企業庁のホームページにて公表されます。

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

【その他：参考ホームページ】

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連に係る各種支援策の詳細

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

以上

担当者：事業部 平井、労働部 又木・吉田